教私第　２８４７号

令和元年１１月１８日

大阪府所轄学校法人理事長　様

（幼稚園振興グループ所管の学校法人に限る。）

大阪府教育庁私学課長

私立学校法の改正等を踏まえた寄附行為の変更等について（依頼）

　学校教育法等の一部を改正する法律等の施行については、令和元年8月7日付け教私第2186号により通知したところですが、本改正を踏まえた寄附行為の変更等について、下記のとおり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

記

**１　私立学校法令和元年改正について**

（１）主な改正内容

　・役員の職務と責任の明確化（善管注意義務、法人・第三者への損害賠償責任、役員等への特別の利益供与禁止、特別の利害関係を有する理事の議決権排除等）

　　・監事の職務の明確化と、理事に対する牽制機能の強化（理事の業務執行の状況の監査を職務として明確化、理事会・評議員会招集権の付与等）

　　・評議員会機能の実質化（役員報酬基準への意見、特別の利害関係を有する評議員の議決権制限等）

　　・情報公開の充実、中期的な計画の作成等

　　**⇒本改正を踏まえ、各法人において原則として、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日までに、「役員に対する報酬等の支給の基準」の作成や、同日を施行日とする寄附行為の変更が必要です。**

　　**⇒各学校法人におかれては、可能な限り令和２年１月末日までに私学課へ申請ください。**

（２）私立学校法の改正内容の詳細については、下記３参考資料（１）ア「文部科学省所轄法人向け説明会資料　改正私立学校法説明資料」等を参照してください。

（３）寄附行為の変更内容について、上記資料の他、下記３参考資料（２）ア「寄附行為作成例（大阪府所管　幼稚園法人用）」等を参照してください。

（４）役員に対する報酬等の支給の基準の作成例については、下記３参考資料（１）イ【別添6】を参照してください。

　　　※役員に対する報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによって支給することはできませんので、ご留意ください。

**２　私立学校法の改正、寄附行為の変更認可申請に係る質問について**

　私立学校法の改正等に関し、ご質問がある場合は、下記のインターネット申込みによりお願いいたします。

〇ご質問方法　[インターネット申し込み](https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2019110065)（←Ｃｔｒｌを押しながらクリック）

**３　参考資料**

私立学校法の改正等に係る資料については、下記の大阪府ホームページ「幼稚園への通知・照会サイト」の106番に添付していますので、適宜ご参照ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/youchien/tuuchi.html>

（１）改正私立学校法に関する資料

ア　文部科学省所轄法人向け説明会資料

【資料1】改正私立学校法説明資料

【資料2】改正条文等

イ　整備法令施行通知（令和元年9月27日文部科学省通知）

同添付資料　 【別添3】貸借対照表 様式参考例

【別添4-1】資金収支計算書 様式参考例

【別添4-2】活動区分資金収支計算書 様式参考例

【別添4-3】事業活動収支計算書 様式参考例

【別添5】事業報告書 参考例

【別添6】役員の報酬等の支給の基準 参考例

（２）寄附行為の変更に関する資料

ア　寄附行為作成例（大阪府所管　幼稚園法人用）

イ　寄附行為作成例　新旧対照表（大阪府所管　幼稚園法人用）

ウ　学校法人寄附行為作成例改正通知（令和元年9月27日文部科学省通知）

（３）寄附行為の変更認可申請書の様式等

　　「私立幼稚園・学校法人の認可申請・届出の手引き」の26～27ページ（学校の設置、廃止を伴わない寄附行為変更の場合）をご参照ください。

　 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/youchien/ninka.html>

【問合せ先】

大阪府教育庁私学課　幼稚園振興グループ

電話番号　：06－6210－9273（直通）

e-mail：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp